



特定社会保険労務士

ヒライ先生の

Q&A

(PROFILE) 平井繁利(ひらい しばとし)

1952年11月3日岐阜県生まれ岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業体質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究者として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判例や労働契約法まで研究領域を広げている。
(現在) 岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

相談事例

高年齢者への無期転換ルールの特例

Q

昨年改正になった改正労働契約法で、5年を超えて雇用契約を反復更新した場合には、労働者の申し込
みがあると無期転換しなくてはいいませんが、定年後継続雇用した高年齢者も対象となるのでしょうか？

A

改正労働契約法により導入された有期契約労働者の無期転換ルールに関して、①一定の期間内に完了する業務に従事する高収入かつ高度な専門的知識などを有する有期労働者、②定年後に有期契約で継続雇用される高年齢者について特例を設けることを定めた法案「専門的知識等を有する有期労働者等に関する特別措置法案」が、臨時国会で議論される予定です。

ワンポイント・アドバイス

定年到達後希望者全員65歳まで再雇用制度の場合、65歳までで丁度5年となりますが、この場合も無期転換となるのであれば、5年の期間満了で雇い止めしその後の継続雇用はしないという対応が企業でなされるのが予想されます。65歳までしか継続雇用されないということであれば、国が進めている70歳まで働ける企業や生涯現役社会といった方向とは、真逆の方向となりますので、無期転換申込権発生となる5年の期間について、次のような特例を設けることが提案されます。(平成27年4月1日施行予定)

- 1 高収入かつ高度の専門的知識等を有する有期契約労働者については、プロジェクトの完了までの期間は無期転換申込権が発生しないこととするが、その期間が10年を超える場合には、無期転換申込権が発生するものとする。
- 2 定年に達した後同一事業主又は特殊関係事業主に引き続いて雇用される高年齢者については、当該事業主に継続して雇用されている期間は、通算契約期間に算入しないこととする。

無期転換ルールの特例の仕組みについて

